

入札説明書

複写機による複写サービス契約に係る入札公告に基づく入札等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

複写機による複写サービス契約

(2) 数量

複写機1台

複写予定枚数 モノクロ：6,400枚／月、カラー：4,500枚／月

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 機器設置の場所

長崎県東京事務所（東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階）

2 複写機の仕様等

(1) 複写予定枚数

モノクロ：6,400枚／月 カラー：4,500枚／月

※契約期間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）全体の複写予定枚数

モノクロ：230,400枚 カラー：162,000枚

(2) 複写機の性能

- ・ファクス機能 A3、B4、A4
- ・フルカラー対応
- ・読みとり解像度 600×600dpi
- ・複写サイズ A3～A5、官製はがき
- ・機械寸法 幅 1,850mm×奥行 900mmの範囲内に設置できること
- ・ウォームアップタイム 45秒以内
- ・ファーストコピー モノクロ：4.8秒以内 フルカラー：6.4秒以内
- ・連続複写速度（A4横）モノクロ：55枚/分 フルカラー：55枚/分
- ・複写倍率 50%以下～200%以上
- ・給紙 4段以上+手差し（最大A3）
- ・最大消費電力 2.0kw以下
- ・両面印刷 自動両面原稿送り装置及び両面印刷機能付き
- ・ソーター機能 電子ソーター（丁合機能付きで1部ずつ出力できるもの、A3～A5対応）
- ・パンチ付きステープルソーター、中綴じフィニッシャー付き
- ・スキャナー機能付（モノクロ、カラー）
- ・再生機 不可とする
- ・国際エネルギースタープログラム及びグリーン購入法の基準に適合していること（長崎県環境物品等調達方針（長崎県ホームページ掲載）を参照）

(3) 保守

- ・定期点検は月に1回以上
- ・故障が発生したとき及び交換部品等の供給が必要となった場合は、障害報告を受けてから4時間以

内に設置場所において必要な交換、補充又は補修等を行うこと

3 入札の日時及び場所

令和8年3月3日(火) 10時00分 都道府県会館404会議室(東京都千代田区平河町 2-6-3)

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。

4 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

[提出場所] 長崎県東京事務所 FAX:03-5215-5131

[提出期限] 令和8年2月17日(火) 17時

※回答については、令和8年2月19日(木) 17時までに書面(FAX)にて回答する。全参加者に関する事項は、長崎県東京事務所ホームページにも掲載する。

5 入札書の記載方法、注意事項

(1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、次の区分ごとに消費税抜き価格相当額(入札単価)を記載すること。

ア モノクロ複写サービス料金(1枚につき)

イ カラー複写サービス料金(1枚につき)

また、1か月の複写枚数をモノクロ 6,400 枚、カラー4,500 枚とした場合の 36 か月分入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)を記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)。

(3) 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

(4) 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

(5) 入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、業務名を記入し提出して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

・入札書の宛名は長崎県東京事務所長 永峯 裕一宛として下さい。

6 入札保証金

(1) 入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上の金額を令和8年2月27日(金) 15時までに納付すること。この場合、入札保証金納付申出書を令和8年2月24日(火) 17時までに提出するとともに、納付後は、入札保証金納入届出書を令和8年2月27日(金) 17時までに提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

○県を被保険者とする入札保証保険契約(入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金

額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を入札保証金免除申請書とともに令和8年2月24日(火)17時までに提出したとき。

○開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を入札保証金免除申請書とともに令和8年2月24日(火)17時までに提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

(2) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証金保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・入札保証金保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとしてください。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

7 契約保証金

(1) 契約保証金等は契約書と同時に提出すること。

(2) 契約総価格(各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

○県を被保険者とする履行保証保険契約(契約総価格に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。

○開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

(3) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

8 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、本人の委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) すべての入札金額(単価)が、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97号の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量(36か月分)を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札(2回目)、再々入札(3回目)を行う予定です。

11 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

12 競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。)に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「機械器具類」又は「リース・レンタル」のうち、品目が「OA機器類及び関連消耗品」又は「OA機器類」のいずれかであること。
- (4) この公告の日から3の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から3の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

13 当該契約事務に関する担当部局

(住所) 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 14 階

(名称) 長崎県東京事務所総務課

(電話) 03-5212-9025